

知的財産実務の HUSSEIN RANCHHOD & CO.

事業内容

Hussein Ranchhod & Co.は、ジンバブエの事務弁護士会に登録されている 1997 年設立の法律事務所、国際法曹協会（IBA）にも加盟しています。パートナーのテレンス・フセインとパレシュ・ランコッドは、いずれもこの分野で 20 年以上の経験があります。Hussein Ranchhod & Co.は、中国、米国、香港、英国、オーストラリア、マレーシア、ロシア、アルメニア、ベルギー、スペイン、ポーランド、ドイツ、日本、韓国、インド、ヨルダン、アラブ首長国連邦、フランス、イタリア、ブラジル、カナダ、南アフリカおよびスイスの知的財産取り扱い事務所と代理店契約を結んでいます。当社は、商標、工業デザイン、特許、実用新案の登録と保護業務について幅広い経験を持っています。当社は知的財産を ARIPO（アフリカ地域工業所有権機関）およびジンバブエ事務所に登録します。ご請求をいただき次第、参考資料をお送りいたします。

特許、実用新案、および工業デザインを ARIPO に登録すると、ボツワナ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、マラウイ、スワジランド、シエラレオネ、スーダン、タンザニア、ウガンダ、ナミビア、ザンビア、ジンバブエ、モザンビークの 15 カ国で効力を持ちます。商標を ARIPO に登録すると、レソト、マラウイ、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ボツワナ、ナミビアおよびジンバブエの 8 カ国で有効となります。

ジンバブエおよび ARIPO における知的財産の保護

ジンバブエおよび ARIPO 調印国は、知的財産の保護に関する重要な条約をすべて批准しており、これらの条約はそれぞれの国内で厳格に施行されています。知的財産として登録できるのは、商標、特許、工業デザイン、および実用新案です。これらを登録すると、侵害行為や損害に対して告訴する権利が知的財産所有者に与えられます。ジンバブエの場合、知的財産の侵害は犯罪行為でもあります。

登録されている製品または名称を真似た偽の知的財産をジンバブエに輸入することは、法律で禁じられています。知的財産を登録して上記の保護を受けることは、知的財産の考案者／所有者の利益になります。

下記住所にご連絡（英語で）いただければ、無料で見積書を作成し、事前のアドバイスをいたします。

HUSSEIN RANCHHOD & CO. LEGAL PRACTITIONERS

9th Floor Pax House

87- 89 Kwame Nkrumah Avenue

P O Box BE518

Harare

ZIMBABWE

Tel/Fax : (263-4) 706367 / 706468 / 791465 / 791586

E メール: ip@huranco.com

携帯電話: +26311 606 918